
中央大学大学院

法学研究科

出題意図・解答又は解答例

2026 年度入試

一般入試

特別選考入試

外国人留学生入試

社会人特別入試

行動する知性。



法学研究科 博士後期課程

「問題」の目次において○印のある科目について掲載しています。

専攻	試験科目	入試方式			入試時期	ページ
		特別	一般	外国人留学生		
公法・民事法・刑事法・ 国際企業関係法	英語	●		—	秋季	1
					春季	2
公法・民事法・刑事法	憲法	—	●		秋季	3
					春季	4
	行政法	—	●		春季	5
	国際法	—	●		秋季	6
	民法	—	●		秋季	7
					春季	8
	商法	—	●		秋季	9
					春季	10
	民事訴訟法	—	●		秋季	11
	労働法	—	●		春季	12
	刑法	—	●		秋季	13
					春季	14
	刑事政策	—	●		秋季	15
国際企業関係法	経済法	—	●		秋季	16
					春季	17
	知的財産法	—	●		秋季	18
					春季	19
	国際法	—	●		秋季	20
政治学	国際私法	—	●		春季	21
	英語	●		—	秋季	22
					春季	23
	行政学	—	●		秋季	24
	国際政治学	—	●		秋季	26
					春季	27

法学研究科 博士後期課程

「問題」の目次において○印のある科目について掲載しています。

専攻	試験科目	入試方式			入試時期	ページ
		一般	社会人特別	外国人留学生		
公法・民事法・刑事法・ 国際企業関係法	英語	●	—		春季	28
公法・民事法・刑事法	租税法	●			春季	29
	民法	●			春季	31
	刑法	●			春季	32
	法哲学	●			春季	33
政治学	国際政治学	●			春季	34

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☐ 外国人留学生入試
試験科目	英語
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 各専攻共通外国語の試験問題は、入学者選抜にあたって、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に則り、後期課程の教育研究を行う素養（すなわち「語学力」「論理能力」「計画性」）の中で、特に語学力（専門分野の文献を正確に読み取り、自らの見解を直截に文章化する言語能力）の習熟度を測ることを目的とした。 解答例 著作物の著作権許諾処理の問題により公表できない。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☐ 外国人留学生入試
試験科目	英語
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 各専攻共通外国語の試験問題は、入学者選抜にあたって、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に則り、後期課程の教育研究を行う素養（すなわち「語学力」「論理能力」「計画性」）の中で、特に語学力（専門分野の文献を正確に読み取り、自らの見解を直截に文章化する言語能力）の習熟度を測ることを目的とした。 解答例 著作物の著作権許諾処理の問題により公表できない。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	憲法
出題の意図 解答または解答例	本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 ・問題文から憲法学上の問題点を読み取り、検討の対象（例えば、立法不作為の態様、立法不作為に対する違憲審査、立法裁量とその限界など）を的確に把握することができているか。 ・関連判例（例えば、在宅投票制度廃止事件、在外国民選挙権訴訟、国籍法違憲判決など）について基本的な理解を前提に、本問との関係で適切に参照・位置づけることができているか。 ・必要に応じて学説に言及しつつ、特定の学説を暗記的に紹介するのではなく、問題の検討に即した形で活用することができているか。 ・法的な論述として、論点の整理や論証の流れが明確であり、全体として論理的な構成・表現となっているか。

「解答または解答例」・「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	憲法
出題の意図 解答または解答例	本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 ・問題文から憲法学上の問題点を読み取り、検討の対象（例えば、選挙運動の自由、選挙ビラ・ポスターの枚数、政見放送、重複立候補など）を的確に把握することができているか。 ・関連判例（例えば、最大判平成11年11月10日民集53巻8号1704頁、最大判平成23年3月23日民集65巻2号755頁）について基本的な理解を前提に、本問との関係で適切に参照・位置づけることができているか。 ・必要に応じて学説に言及しつつ、特定の学説を暗記的に紹介するのではなく、問題の検討に即した形で活用することができているか。 ・法的な論述として、論点の整理や論証の流れが明確であり、全体として論理的な構成・表現となっているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	行政法
出題の意図	行政上の義務履行確保の体系や具体的制度に関し、基本的な知識を確認することを目的としている。
解答または解答例	行政上の義務履行確保の手段として、行政上の義務を私人が履行しない場合に私人に対して当該義務の履行を強制する強制執行の仕組み（A）と、義務の不履行に際して私人に制裁を課す行政罰（B）とがある。 （A）には裁判所による強制の仕組みである司法的執行と行政自らが強制執行を行う行政的執行がある。後者については一般法として行政代執行法が制定されており、同法では行政代執行の要件・手続等が定められている。行政代執行以外の行政的執行として、直接強制、執行罰、強制徴収などの仕組みがあり、これらは個別法で設けられている。（B）には刑法総則が適用される行政刑罰のほか、行政上の措置として過料を課す行政上の秩序罰がある。 ※ 本問においては、上記諸制度について基本的な説明が一定程度なされることが期待されている。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法専攻・国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際法
出題の意図 解答または解答例	【出題の意図】 国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。 【解答または解答例】 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 設問AおよびB 以下の要件を満たした解答となっているか。 ①関連する国際法の知識を有しているか。 ②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。 ③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季 ）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	民法
出題の意図 解答または解答例	【 問題1 について】 本問は、意思表示（契約など）に基づく連帯債務に対して、意思表示（契約など）に基づかない場合の連帯債務の発生 の可能性およびその特徴を知っているかを問う 問題である。連帯債務は複数の債務者の債権関係の一つの形態として債 権法の重要な制度である。また、意思表示に基づく連帯債務に対して、同じ損害について複数の人が不法行為責任を負 う場合にも連帯債務が発生するが、法律上の扱いには違いがある。大学院博士前期課程に入学するに値するか否かを問 うための基礎的な知識を問う 出題である。 採点に当たっては、以下のことが答案に言及されているかどうかを重視した。 ①意思表示に基づかない連帯債務関係は特に不法行為法において発生する。同じ損害について複数の人が不法行為責任 を負う場合に発生するということに言及している。 ②複数の不法行為責任者において、二つの具体例が示される。その具体例として、例えば以下のものが考えられる。 ・ 数人が共同の不法行為をして、それによって他人に損害を加える場合（共同不法行為者の連帯債務、民法第719条第 1 項）。 ・ ある損害について、被用者が民法第709条（一般不法行為責任）により、使用者が民法第715条（使用者責任）により 不法行為責任を負う場合。 ③ 意思表示に基づく連帯債務に比べて、意思表示に基づかない連帯債務関係は以下の特徴を有することに言及してい る。 ・ 複数の不法行為者には主観的共同関係は必ずしも必要でない。 ・ 負担部分は過失割合（寄与割合）による（特に共同不法行為の場合）。 ・ 意思表示に基づく連帯債務関係では、その負担部分を超えるものでなくとも、弁済を行えば弁済者の求償が認められ るが、共同不法行為の賠償義務に関する連帯債務においては、従来の判例解釈を前提とすれば、求償権は負担部分を越 えて弁済をした場合のみに発生する。 【 問題2 について】 婚姻・離婚・養子縁組・離縁は、それぞれを行う当事者の意思が存在しなければ成立しない。つまり、各行為の根底 に当事者の意思が存在しなければ、外見上行われた行為も無効となる（例えば、婚姻については、民法742条参照）。 この場合、意思とは何かということが問題になる。各身分行為の届書を作成し、提出する意思の存在をもって意思があ るというのか、それだけでは足りず、届出意思を超える実質的關係性の存在が求められるのか。さらには、各身分行為 によって、意思とは何かについて理解の仕方が異なるのか。こうした基本的な問題を網羅的に理解しているかどうかを 問うのが、出題意図である。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	民法
出題の意図	【 問題1 について】 本問は、債権譲渡の対抗要件の制度の機能および具体的な適用を問う問題である。同制度は債権譲渡における債務者保護および第三者の保護を目的とする制度である。債務者に関しては二重弁済の危険が特に問題である（二重譲渡の場合を含む）。第三者に関しては特に二重譲渡の処理、すなわち第1 の譲受人と第2 の譲受人のどちらかが優先的に債権の権利行使ができるかが大きな問題である。大学院博士前期課程に入学するに値するか否かを問うための基礎的なテーマとして出題した。
解答または解答例	採点に当たっては、以下のことが答案に言及されていることを重視した。 ① まずは、債権譲渡の対抗要件制度の根拠（民法第467条）を示して、その意義について一般的に言及しているかどうか。 ・ 対抗要件の制度は債権譲渡において譲受人が債務者に対して履行を請求することができることの要件、すなわち権利行使の要件を定める。 ・ その対抗要件は債務者の保護、すなわち二重弁済の危険に対処するものである。具体的には、債務者の承諾又は譲渡人（前の債権者）が債務者への通知があることが、権利行使の要件である（民法第467条第1 項）。債務者の承諾の時又は譲渡人の通知があった時から、譲受人は債務者に対して債権譲渡を対抗し、履行の請求をすることができる。また、これは二重譲渡において、一人の譲受人がその他の譲受人である第三者に対して、当該債権譲渡を対抗して優先的な権利者として権利行使ができるための基本的な要件でもある。第三者対抗要件具備のためには、これに加えて、通知又は承諾が確定日付のある証書によるものであることが必要である（民法第467条第2項）。 ② 続いて、具体的な二重譲渡の事例において、以上の対抗要件制度の適用について解説されているかどうか。 ・ 本案件は、同じ債権が同じ債権者（譲渡人）によって二重に譲渡された場合（譲受人1 、譲受人2 ）に、どちらの譲受人が債務者に対して権利行使ができるか、という問題を解くことと求める趣旨の出題である。 ・ 本件の問題の解決には民法第467条第1項、第2項の両方を適用する必要がある。 ・ 本件では、第二の譲渡は民法第467条の対抗要件がまだ具備化されていないうちに行われたので、譲渡人はまだ譲渡の権限を有していたこととなり、譲渡人からの譲受人1 への譲渡も譲受人2 への譲渡も、相対的な関係では可能であった。相対的な関係では、債権譲渡の効力は基本的に当事者の合意（意思表示）だけを要する。 ・ 本件では、発送日を記載した内容証明郵便が、確定日付ある証書による通知にあたる。 ・ 本件では、譲渡人からの譲受人1 への譲渡も譲受人2 への譲渡も、両方について、民法第467条第1項、2項の確定日付の証書による通知が存在する。この場合において、譲受人のどちらかが優先的に債務者に対して権利行使ができるのかは、どのような基準で決まるかが、債権譲渡をめぐる最大の問題である。 ・ 判例は、複数の債権譲渡が競合する場合において、いずれの債権譲渡についても確定日付ある証書による通知があるときは、証書の発効日ではなく、債務者に早く到達した通知における譲受人の方が、優先的に債権の譲受けを主張できる権利者であると解している（到達時説、最高裁1974年3月7日、民集28巻174頁を参照）。 ・ 本件では、二つの確定日付の通知の発行日は異なるが、到達日は同じである。到達時説に立つと、二つの確定通知の到達日は同じであるので、権利者について直ちに決定することはできない。この場合に判例は、両方の譲受人とも履行請求ができ、債務者は一人の譲受人を選んで有効に履行することで履行責任から免れると解している（最高裁1980年1月11日、民集34巻42頁を参照）。 【 問題2 について】 2024年5月の民法の一部を改正する法律（一般的には、離婚後選択的共同親権制度を導入した改正部分が中心的なものと言われている）により、親権法の条文も改正された。この改正での親権法の改正の社会的背景（立法事実）を踏まえた、改正の特色を把握しているかを問うのが第一の目的である。改正・新設された条文を列挙するだけではこの出題目的にかなったということとはできない。本問の第二の目的は、改正の全体的な特色・目的を把握したうえで、ひとつ以上の具体的な問題点を挙げて、その点についての確な問題分析が行われているかを見るというものである。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	商法
出題の意図	商法（企業法）分野の主要なテーマについて、そのテーマに関する具体的な課題や論述を題材として、問いを的確に把握するとともに、自身の見解を論述することを求めることで、当該分野に関する基礎的知識の有無と課題に対する論理的な検討の可否を測ることを目的としている。
解答または解答例	本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 （採点時の観点） 本試験問題は、商法（企業法）の主要な論争点を問う4問から1問を選択して解答を求めているが、各小問の採点時の観点は以下のとおりである。 小問1 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 支配人の代理権についての基本的な規制（商法21条、会社法11条）および権限濫用行為の意味を理解していること。 ・ どのように解するかについて、従来の判例および学説の議論状況に加えて平成29年民法改正をどう捉えるかも問題になることが意識されていること。 ・ 相応の説得力をもって私見が示されていること。 小問2 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ ひとつの会社における「事業」はひとつであることを踏まえていること。 ・ （原則として）株主総会特別決議による承認が必要とされる「事業譲渡」（会社法467条1項柱書、309条2項11号）の意義についての見解の対立（判例を含めて）が示されていること。 ・ 相応の説得力をもって私見が示されていること。 小問3 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 設問に対して商法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・ 匿名組合の法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・ 解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。 小問4 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 設問に対して商法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・ 解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・ 解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	商法
出題の意図 解答または解答例	商法（企業法）分野の主要なテーマについて、そのテーマに関する具体的な課題や論述を題材として、問いを的確に把握するとともに、自身の見解を論述することを求めることで、当該分野に関する基礎的知識の有無と課題に対する論理的な検討の可否を測ることを目的としている。 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 （採点時の観点） 本試験問題は、商法（企業法）の主要な論争点を問う4問から1問を選択して解答を求めているが、各小問の採点時の観点は以下のとおりである。 小問1 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 商法18条の2が規制対象とする詐欺営業譲渡とは何か、（想定でよいので）例を示すことができる程度に理解しているであろうことがうかがわれること（例示の記述自体はなくてもよい）。つまり同条の趣旨を理解していること。 ・ 同条1項が定める請求権が認められるための要件・効果が理解できていること。 ・ 上記の効果の一内容だが、（商法17条1項や同18条1項では規定されていない）「承継した財産の価額を限度として」という制限の意義を論じていること。 小問2 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 設問に関する会社法上の条文・趣旨等を適切に明示していること（趣旨に関して、株主総会決議における特別利害関係ある株主との規制のちがいが意識されていること）。 ・ 判例がどのように解しているか、学説の対立およびそれぞれの根拠が理解されており、示されていること。 ・ 相応の説得力をもって私見が示されていること。 小問3 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 設問に対して商法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・ 場屋営業の法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・ 解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。 小問4 解答は、以下の各項目を満たしていることが必要である。 ・ 設問に対して商法および国際海上物品運送法上の条文・趣旨等を適切に明示して答えていること。 ・ 解答内容に記載された法律関係や基礎的知識に誤りがないこと。 ・ 解釈上の争点などを示して、論理的に論述されていること。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ■秋季 □春季 ）
研究科	法学研究科
課程	■博士前期課程 □博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	■一般入試 □社会人特別入試 ■外国人留学生入試
試験科目	民事訴訟法
出題の意図	(1) 判決理由中の判断の拘束力について論じなさい。 (2) 共同訴訟人間の主張共通、証拠共通の原則について論じなさい。 いずれの問題も、民事訴訟手続の基本的な理解ができていることを前提として、そのような理解に存在する問題が把握できていること、その問題に関する先行学説・判例が理解できていること、そして、問題に対する自らの考えを論拠を持って説明できる能力を問う問題である。
解答または解答例	それぞれの問題について、以下のような視点を採点のポイントとして評価を行った。 (1) 判決理由中の判断の拘束力について論じなさい。 ・確定判決は、主文に包含するもの限り、既判力（拘束力）が生じることが理解できていること ・適切な条文が引用されていること（114条1項） ・既判力が主文に包含するものに限り生じ、判決理由中の判断には相殺の抗弁についての判断（114条2項参照）を除き、既判力が生じない理由を説明できていること ・判決理由中の判断に拘束力を認めないどのような問題が生じるかを示していること ・そのような問題を解決する考えとして、少なくとも複数の考え方（争点効説、信義則説など）があることを示していること ・判例の立場について言及されていること ・判決理由中の判断に拘束力を認めるべきか否かについて、自らの考えを示した上で、その論拠を挙げられていること (2) 共同訴訟人間の主張共通、証拠共通の原則について論じなさい。 ・共同訴訟人間の主張共通、証拠共通の原則がどのような考えであるかを示せていること ・通常共同訴訟における審理の原則（共同訴訟人独立の原則）とその帰結を説明できていること ・上記の点に関わる適切な条文（38条、39条）が挙げられていること ・共同訴訟人独立の原則が採用されている理由を理解できていること ・主張共通の原則、証拠共通の原則の論拠と帰結を理解できていること ・両者の問題に関する判例の立場に言及できていること ・それぞれの考え方について、自らの見解を論拠をもって説明できていること

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	労働法
出題の意図 解答または解答例	（出題の意図）第一に、使用者の配転命令について、最高裁が示した「配転命令権の存否」と「配転命令権の濫用の有無（配転命令権の存在が肯定されたとしても、その行使が権利濫用と評価されないか）」という２つの制約を課す枠組みを理解しているか、第二に、配転命令の可否についての従来の判例・裁判例だけでなく、職種限定合意に関する最新の最高裁判決（職種限定合意が認められる労働者に対する配転命令の可否について、令和６年４月２６日に最高裁は、労働者と使用者の間に職種や業務内容を特定するものに限定する合意がある場合には、使用者はその労働者の個別的同意なくして合意に反する配置転換を命じる権限を有しないと判断した。）についても理解しているかどうかを確認することを意図した出題である。（解答例。ただし、判例年月日や事件名などの詳細についてまで解答することを求めるものではない。） （１）配転とは、職務の内容や勤務場所の変更のことをいう。日本の企業は、労働者に多数の職場や仕事を経験させることによって幅広い技能や熟練を形成していくため、あるいは、労働市場や技術が変化するなかでも雇用を維持できるような柔軟性を確保するために配転を行う。しかし、配転は労働者の私生活に大きな影響を及ぼすものであるため、企業と労働者の利害をどのように調整していくかが問題となる。 最高裁（東亜ペイント事件・最高裁昭６１・７・１４）は、配転命令権の有効性について、①配転命令権の存否と、②配転命令権の濫用の有無（配転命令権の存在が肯定されたとしても、その行使が権利濫用と評価されないか）という２つの制約を課す枠組みを提示した。以下、この点について記述する。 （２）第一の点について、使用者が有効に配転を命じるためには、配転命令が労働協約や就業規則の定め（「業務上の都合により配転を命じることがある」旨の規定）によって労働契約上根拠づけられていることが必要である。もっとも、職種や勤務地を限定する明示ないし黙示の合意がある場合には、配転命令権はその合意の範囲内のものに限定される。労働契約法７条ただし書は、「労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約におい、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第１２条に該当する場合を除き、この限りではない」と規定している。つまり、労働契約締結時に、使用者と労働者の合意に基づいて個別に労働条件を決めていた場合には、その内容が就業規則の内容を下回っていなければ、個別に決めた労働条件の方が優先される。 かつての判例・裁判例は、職種限定の合意を認めたものと認めなかったものがあるが、最高裁は、単に長期間特定の業務に継続して従事してきたという事実だけでは職種を限定する黙示の合意の成立を認めることはできないと判断していた。これに対して、令和６年４月２６日の最高裁判決（社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件判決）は、１８年間の継続勤務だけでなく、採用時の経緯や職場での唯一の専門技術者であったことを踏まえて、職種限定の黙示の合意の存在を認定した。この判決は、職種限定合意が認められる以上、他の職種等への配転命令権自体が認められないことを明らかにした点に意義がある。 （３）上記令和６年最高裁判決は使用者の配転命令権の存在自体を認めず、また、本設問も配転命令権の存否に関する問題であるが、仮に、配転命令権の存在が認められた場合には、次に権利濫用による制約について判断することになるので、その点についても論じておく。 使用者に配転命令権が認められる場合にも、その行使には権利濫用法理（民法１条３項、労契法３条５項）による制約が課される。東亜ペイント事件最高裁によれば、①配転命令に業務上の必要性が存在しない場合、②配転命令が不当な動機・目的をもってなされた場合、③労働者に通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである場合など、特段の事情が存在する場合でない限り、配転命令は権利の濫用になるものではないと判断されている。 ①については「余人をもって代え難い」という高度の必要性は要求されず、労働者の適正配置や業務運営の円滑化といった事情で足りる。 ②については、嫌がらせや退職に追い込むための配転が不当な動機・目的として挙げられる。 ③については、これまでの判例では、配転に応じると家族の事情により単身赴任せざるを得ないといった事情は通常甘受すべき程度を超える不利益であるとは認められていない（東亜ペイント事件など）。しかし、近年の下級審は、労働者を配転すると家族の介護や看護ができなくなることから労働者に著しい不利益を負わせるものとして権利濫用と判断する傾向がみられる。育児介護休業法２６条は、配転の際の子の養育および家族の介護状況に対する使用者の配慮を求めている。また、労働契約法３条３項は、仕事と生活の調和にも配慮しつつ労働契約を締結・変更すべきことを定めている。これらの条文は配転命令等の権利濫用判断において考慮されるべき規定である。裁判所の判断の傾向も踏まえると、今後、企業においても労働と私生活の調和を重視した配転ルールや転勤制度の見直しが求められるようになるだろう。

「解答または解答例」・「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	刑法
出題の意図 解答または解答例	不作為犯の成立要件について、特に不真正不作為犯を念頭に置いて論じなさい。 本試験問題は、法学研究科博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学の基本的知識、就中刑法学の専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的に思考・記述する能力を有しているかを確認することを意図している。 設問は、刑法総論の領域で必ず議論される不作為犯、特に不真正不作為犯に関してその専門的理解の程度をはかろうとするものである。 〈採点時の観点〉 本試験問題は、その出題形式の性質に照らし、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。 ①☒作為犯、特に不真正不作為犯という概念および特徴について、作為犯と対比したり具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができているか。 ②☒真正不作為犯の成立要件をめぐる諸見解を提示し、かつそれぞれについて適切な説明を付すことができているか。そのうえで、いかなる考え方が妥当であるかを根拠を付しつつ説くことができているか。重要な判例を示すことができているか。 ③☒専門用語を適切に用いることができているか。全体的に、論理性を保った論述ができているか。学術論文を執筆するのにふさわしい日本語運用能力を備えているか。 以上

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	刑法
出題の意図 解答または解答例	中止犯について論じなさい。 本試験問題は、法学研究科博士課程前期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学の基本的知識、就中刑法学の専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的に思考・記述する能力を有しているかを確認することを意図している。 設問は、刑法総論の領域で必ず議論される中止犯に関してその専門的理解の程度をはかろうとするものである。 〈採点時の観点〉 本試験問題は、その出題形式の性質に照らし、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。 ① ☒ 止犯の概念および特徴について、障害未遂概念と関連させたり、具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができているか。 ② ☒ 止犯をめぐる諸問題のうち、中止犯の成立要件や、刑の必要的減免の根拠など、主要なものを掲げ、それぞれについて理論的に正しく論じることができているか。重要な判例を示すことができているか。 ③ ☒ 専門用語を適切に用いることができているか。全体的に、論理性を保った論述ができているか。学術論文を執筆するのにふさわしい日本語運用能力を備えているか。 以上

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	刑事政策
出題の意図 解答または解答例	刑事政策には、手続全体に関する総論的な知見と様々な罪種に係る各論的な知見の両方が必要である。そこで、刑罰に関する最新の話題である拘禁刑に関する問題と、世論の関心が高まっている外国人犯罪に関する問題を出題し、うち一つを選択させた。 (1)の採点時の考慮要素としては、①懲役刑と禁錮刑が分けられていた趣旨、②拘禁刑が導入により変更された点、③拘禁刑導入の背景、④拘禁刑導入後に予想される処遇の見通し等について論ずることが期待された。 (2)の採点時の考慮要素としては、①近年における来日外国人刑法犯検挙人員の動向、②来日外国人犯罪にはどのような類型があるか、③来日外国人犯罪対策としての捜査の強化、水際対策、不法滞在者対策、共生社会対策等につき論ずることが期待された。

「解答または解答例」・「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	経済法
出題の意図	【出題の意図】適用法条を明示した上で、その要件抽出と規範説明といった法律学における体系的理解の確認、また、関連する先例等の言及の確認、今後研究対象となる法律分野の動向に関する理解度を把握するための本試験問題である。
解答または解答例	【解答または解答例】本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点として、以下の諸点を満たした解答となっているかを問う。（1）先例や関連資料に基づく適切な条文選択と条文解釈が行われているか。（2）それらが論理的に公正され、過不足ない内容で、明晰に文章化されているか。（3）また、上記法律分野の動向と関係する事例及び条文の情報整理が行われているか。

「解答または解答例」・「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	経済法
出題の意図	【出題の意図】適用法条を明示した上で、その要件抽出と規範説明といった法律学における体系的理解の確認、また、関連する先例等の言及の確認等を通して今後研究対象となる法律分野の理解度を把握するための本試験問題である。
解答または解答例	【解答または解答例】本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点として、以下の諸点を満たした解答となっているかを問う。（1）先例や関連資料に基づく適切な条文選択・条文解釈が行われているか。（2）それらが論理的に公正され、過不足ない内容で、明晰に文章化されているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	知的財産法
出題の意図 解答または解答例	【出題の意図】 ベルヌ条約と日本の著作権法の関係についての理解を問う。ベルヌ条約については受験者の手元に条文がないため、大意が合っていれば可とする。日本法については、六法持込可としているため、きちんと条文を探し出せていることを要する。 【解答例】 （1）内国民待遇とは、自国民と同様の権利を相手国の国民などに保証することである。ベルヌ条約加盟国の著作者は、本国以外の同盟国においても、その国の法令が自国民に現在与えている、または将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。日本の著作権法は、第6条に保護を受ける著作物について規定しており、3号「前2号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」のなかにベルヌ条約5条1項が含まれる。 （2）相互主義とは、相手国の自国に対する待遇と同様の待遇を相手国に付与しようとする考え方である。ベルヌ条約では、著作権の保護期間について、保護が要求される同盟国の法令によることを原則としつつも、別段の定めがない限り、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはないと規定している。日本の著作権法は、第58条に保護期間の特例として、ベルヌ条約等の加盟国である外国を本国とする著作物で、その本国において定められる著作権の存続期間が、51条から54条までに定められている著作権の存続期間より短いものについて、その本国において定められる著作権の存続期間によると規定している。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	知的財産法
出題の意図	【出題の意図】 著作権法上の権利とその制限についての理解を問う。
解答または解答例	【解答例】 丙は、本件コンサートでの楽曲αの演奏が著作権法22条に規定する演奏権の侵害にあたると主張すべきである。著22条は演奏権を、著作物を公衆に直接聞かせることを目的として演奏する権利と規定しているが、著2条5項は「『公衆』には、特定かつ多数の者を含むものとする」と規定している。この規定は、不特定者のみならず特定多数である場合も公衆に含まれる意味であると解される。本件コンサートは、甲大学の学生や職員を対象としたものであり、120名が来場していることから、不特定者もしくは特定多数の者を対象として演奏されており、22条の要件を満たしている。よって、乙による楽曲αの演奏は丙の演奏権侵害である。以上が丙の主張となる。 これに対し、乙は、著作権法38条1項により演奏権が制限されると反論することが考えられる。38条1項が適用されるためには、（1）「営利を目的とせず（非営利）」、（2）「聴衆または観衆から料金を受けない（無償）」、（3）「実演家…に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない（無報酬）」という3要件を満たす必要がある。上記3要件のうち、本件コンサートはチャリティー目的であり、収益はすべて寄付されることとなっており、企業のスポンサーなどもついていないと考えられるため、(1)非営利要件と（2）無償要件を満たしている。また、乙には報酬も支払われないため（3）無報酬要件も満たしている。以上のように乙は反論すると考えられる。 しかしながら、来場者は一人500円の入場料を支払うことが必要であり、たとえチャリティー目的であったとしても(2)無償要件を満たしていないと丙は再反論が可能であり、結論として丙の主張が妥当である。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	公法専攻・国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際法
出題の意図 解答または解答例	【出題の意図】 国際法の各分野について基礎知識を有していることを前提に、大学院での研究に必要な思考力および分析力を問う。 【解答または解答例】 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 設問AおよびB 以下の要件を満たした解答となっているか。 ①関連する国際法の知識を有しているか。 ②全体として論理的に構成され、明晰に文章化されているか。 ③関連条文、学説、判例を体系的に理解し説明できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際私法
出題の意図 解答または解答例	博士前期課程において、研究を深めるための前提として、学部レベルの国際私法の理解ができているかどうかをみようとするものである。基本的な事項が正確に記述できているかどうかの評価のポイントであるが、理解の深さを伺わせる記述は、加点要素としている。 <解答例> 法律関係の性質決定とは、その理解が完全に一致しているわけではないが、涉外事件において、問題となる事実ないし法律関係が、独立抵触規定の法律要件（単位法律関係）のいずれに該当するかを判断するかという問題である。 問題となる事実ないし法律関係が、どの独立抵触規定の法律要件に該当するかは、法律要件の解釈に他ならず、他の法分野と同様に、法学一般における解釈の問題として、特段論じる意味はないかのように思われる。しかしながら、国際私法上は、伝統的にこの問題が特に論じられてきた。その理由としては、単位法律関係の抽象性、結果の重大性、国際私法の統一可能性が挙げられていることが多い。ここでは、歴史的な経緯を踏まえつつ、問題の所在を確認していくこととする。 問題提起をしたのは、カーン及びバルタンである。この二人は、同時期に、まったく独立して、独立抵触規定の法律要件は、法廷地実質法に則して解釈されなければならないと主張した。このような解釈によれば、仮に、世界的に独立抵触規定が統一されたとしても、その法律要件の解釈は統一されないこととなり、国際私法の統一は不可能であるということになる。 このような帰結は、国際私法の統一を志向する立場、ひいては国際的規模での法的安定性の確保しようとする立場からは受け入れがたいものである。そのため、カーンとバルタンの主張に対しては様々な角度から検討が加えられた。たとえばヴォルフのように、準拠実質法により解釈されるべきであり、これにより国際私法の解釈の統一も可能であるとの指摘もなされた。とはいえ、ヴォルフの見解は、論理的に成立しないため、有効な反論はなかなか登場しなかった。 そうしたところ、ラーベルが、抵触法と実質法とは、相対的に独立したものであり、法廷地抵触法の解釈は、法廷地実質法に則してなされなければならないわけではないと指摘した。このようなラーベルの見解は、国際私法独自説あるいは国際私法自体説と呼ばれ、法律要件の解釈の基準ないし指針として、比較法が採用されていることから、自主的

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☐ 外国人留学生入試
試験科目	英語（政治学）
出題の意図	大学院での学習・研究に必要だと考えられるレベルの英語力の有無を日本語訳によって確認することを意図している。広い意味での政治学分野のテーマを題材にしており、政治学分野について基本的な知識や素養を確認することも副次的な目的である。
解答または解答例	著作物の権利処理の問題により公表できない。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☐ 外国人留学生入試
試験科目	英語（政治学）
出題の意図	大学院での学習・研究に必要だと考えられるレベルの英語力の有無を日本語訳によって確認することを意図している。広い意味での政治学分野のテーマを題材にしており、政治学分野について基本的な知識や素養を確認することも副次的な目的である。
解答または解答例	著作物の権利処理の問題により公表できない。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	行政学 問 1
出題の意図	行政学の基本的な理解があるかどうか、行政に関する関心を保有しているかどうかについて専門的な見地から確認・評価することを意図している。
解答または解答例	単一的な解答例ではなく、解答の観点・基準を以下に示す。 問 1 の行政責任の構図については、 ・ 受動的な責任から能動的な責任への変化 ・ ギルバートの類型：制度的・外在的責任から制度的・内在的責任、非制度的・外在的責任、非制度的・内在的責任へと責任の構図の拡張 ・ その背景としての、立憲君主制への移行、国民主権の確立、三権分立制での変容、利益集団やマスメディアなどの社会集団の噴出、行政権の優越、公務員制度の資格任用制への移行 ・ フリードリッヒとファイナーの行政責任論争 などの記述についての説明が適切に行われているか、を採点の基準とした。 行政責任を確保する方法と課題については、 情報公開、政策評価、公益通報報制度、公文書管理、監査、参加などの方法について、それぞれ、行政コスト、行政担当職員の意識、制度対象の限定、担当専門職員の確保などの課題を具体的に記述することを求めている。 問2の出題意図は、受験生が、①政策決定過程分析に関して基礎知識を有しているか、②政策決定過程理論について体系的に理解し、説明する能力を有しているか、という2点を確認することである。 本試験問題（問2）は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 問2の採点にあたっては、以下の各事項について、概念の正確な理解、理論的背景の把握、およびそれらを踏まえた説明がなされているかを評価した。

	・ 政策決定に関する説明 ・ 「理念の政治」の理論的背景とその内容に関する説明 ・ 「アイディア・アプローチ」の理論的背景とその内容に関する説明 ・ アイディアの概念に関する説明 ・ アイディアの役割に関する説明 問 3 については、法学研究科のアドミッションポリシーに基づき、受験者が行政学の基礎的な専門知識を有しているか、論理的な思考力を持ち、思考の過程および結果を適切に表す文章力を身に付けているか、を確認するための設問である。行政学は範囲が広いため、本研究科では、行政理論、公共政策および政策過程、地方行政および公共経営、の 3 分野から受験生が選択して解答出来るように出題しており、行政学の主要 3 分野の主なテーマについて、基礎的な専門知識を活用して論理的・批判的に検討・考察し、またそれらを探究する能力を有しているかを評価するための設問である。
--	---

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☒ 秋季 ☐ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際政治学
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 本試験は、法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者が国際政治学に関する学部卒業相当の歴史的及び理論的知見について基礎的な知識と資質を有しているか、以下について確認することを目的とする。 ●☒ 術研究に必要不可欠である基礎的知識、思考様式、研究方法を十全に習得しているか ●☒ れらの知識を自在に運用し、与えられた問題についての的確かつ論理的に応用することができるか ●☒ 度な日本語運用能力に基づいたアカデミックかつ説得的な記述を展開できるか 解答または解答例 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 問Ⅰ 国際政治学における歴史的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 ●☒ 題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●☒ 答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。 ●☒ 際政治学における歴史的概念を十分に習得し、その歴史的意義を理解し、かつこれをふまえたうえで適切に答案に活用できているか。 問Ⅱ 国際政治学における理論的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 ●☒ 題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●☒ 答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☒ 博士前期課程 ☐ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際政治学
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 本試験は、法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者が国際政治学に関する学部卒業相当の歴史的及び理論的知見について基礎的な知識と資質を有しているか、以下について確認することを目的とする。 ●☒ 術研究に必要不可欠である基礎的知識、思考様式、研究方法を十全に習得しているか ●☒ れらの知識を自在に運用し、与えられた問題についての的確かつ論理的に応用することができるか ●☒ 度な日本語運用能力に基づいたアカデミックかつ説得的な記述を展開できるか 解答または解答例 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 問Ⅰ 国際政治学における歴史的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 ●☒ 題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●☒ 答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。 ●☒ 際政治学における歴史的概念を十分に習得し、その歴史的意義を理解し、かつこれをふまえたうえで適切に答案に活用できているか。 問Ⅱ 国際政治学における理論的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 ●☒ 題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 ●☒ 答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法・国際企業関係法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☐ 社会人特別入試 ☐ 外国人留学生入試
試験科目	英語
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 各専攻共通外国語の試験問題は、入学者選抜にあたって、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に則り、後期課程の教育研究を行う素養（すなわち「語学力」「論理能力」「計画性」）の中で、特に語学力（専門分野の文献を正確に読み取り、自らの見解を直截に文章化する言語能力）の習熟度を測ることを目的とした。 解答例 著作物の著作権許諾処理の問題により公表できない。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程
専攻	公・民事・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	租税法
出題の意図	所得税・法人税・消費税から 1 問を選択することとしている。いずれもそれぞれの分野における基本的な問題であり、大学院における学習のために必要となる租税法の基礎知識の有無を確認することを意図している。なお、設問の性質上、唯一の解答があるわけではなく、下記の解答例もあくまでも一つの例として理解してほしい。 問 1 は、租税法総論の基本問題である、租税法における通達の意義や、執行上の平等原則に関するものである。本問の解答にあたっては、最判令和4年4月19日民集76巻4号411 頁を理解し、これに基づいた論述が求められる。 問 2 は、企業会計と租税会計の関係という、法人税の基本的問題について問うものであり、特に法人税法 2 2 条 4 項に規定される公正処理基準の理解が問われる。 問 3 は、消費税の基本的問題である、付加価値税としての性格や、インボイスの意義について、中古品売買という例に基づいて考えさせるものである。
解答または解答例	問 1 不動産の評価に関して、課税庁が、一般的には財産評価基本通達が定める評価方法により評価しているにもかかわらず、特定の納税者についてのみ、当該不動産の取引価格に相当する金額により評価したとする。この場合も、その取引価格が相続税法 2 2 条にいう時価に当たると認められれば、相続税法上は違法ではないように見える。しかしそれは、納税者間の平等取扱いという点で大きな問題がある。 この問題に関して、最判令和4年4月19日民集76巻4号411頁は、評価通達の拘束力は否定しつつ、課税庁がそれに従わないことは、合理的な理由がない限り、平等原則に違反するとしている。そして、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるとする。「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とはどのようなものかは、未だ明らかになっていないが、上記最判の事例から、納税者が税負担軽減を意図して何らかの行為をした場合と考える見解が多い。 問 2 企業会計と、法人税計算のための租税会計との関係について、法人税法 2 2 条 4 項は、租税会計が公正処理基準に従うことを定めている。これは、原則として、企業会計に基づいて益金および損金の額を計算するということを意味する。ただし、法人税法に別段の定めがあるときは、それに従う旨を定めて、租税会計の目的が損なわれることがな

いようにしている。これに商法会計を合わせて、会計の三重構造と呼ばれる。すなわち、企業会計を基礎として商法会計があり、それらを基礎として租税会計がある。

公正処理基準の内容は、企業会計原則、企業会計基準のほか、様々な会計基準が集まって作られているが、網羅的なものではなく、法人の裁量の余地が相当ある。

ここで、公正処理基準の内容は、企業会計の観点のみで判断されるか、法人税法の独自の観点から判断されるかという論点がある。法人税法の独自の観点から判断すべきという見解は、22条4項は法人税法の規定であるから、同法の趣旨目的を考慮するのは当然であること、また企業会計に法人税の課税要件を全面的にゆだねることはできないことを根拠とする。企業会計の観点のみで判断すべきという見解は、法人税法の独自の観点は、「別段の定め」により示すべきであること、また法人税法の観点から判断する、22条4項の規定が一般的否認規定と化するおそれがあることを根拠とする。この問題について、裁判例は、前者の見解を採っている。

問3 中古品の取引は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」（消税4条1項）に当たる場合には、消費税が課される。

ただし、リサイクル業者等が、事業者でない者から中古品を買い取り、それを転売するような場合には、問題が生じる。耐久消費財のように、その購入後に即座に消費されてなくなってしまうのではない資産については、一定期間にわたる当該資産の使用という消費に対して、いわばその購入時にまとめて課税をしていることになる。そのため、購入者がその資産を使い切る前に中古品として転売し、別の者がそれを購入したときには、転売後における当該資産の使用という消費に対して、二重課税がされることになる。

この点に関して、日本の消費税が従来採っていた帳簿方式による仕入税額控除の下では、リサイクル業者等が事業者でない者から中古品を買い取ったときにも、その業者に仕入税額控除が認められ、それによって上記の二重課税が排除され、リサイクル業者等が得るマージンの部分のみが新たな課税対象とされていた。

そして、現在の適格請求書保存方式の下でも、古物商である事業者が、事業者でない者から買い受けた古物等については、適格請求書等がなくても仕入税額控除を認めることとして（消税30条7項、消税令49条1項1号ハ(1)）、従来と同様の課税がされるようにしている。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度 研究科 課程 専攻	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季 ） 法学研究科 ☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程 公 ・ 民事 ・ 刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	民法
出題の意図 解答または解答例	【 問題1 について】 本問は、民法第499条以下に規定されている 弁済による代位の制度の意義および具体的な適用を問う 問題である。弁済による代位の制度は第三者が債務者の代わりに有効に弁済をしたときに適用がある、弁済者の保護制度である。債権法の分野における重要な制度であり、大学院博士後期課程に入学するに値するか否かを問うための基礎的なテーマとして出題した。 採点に当たっては、以下のことが答案に言及されていることを重視した。 ① 弁済による代位の制度の趣旨は、第三者たる弁済者が有効に弁済したときにおいて債務者に対して求償権を得たときに、その求償権を担保することにある。 ② 弁済による代位の制度の要件は、第三者の弁済者は弁済について正当な利益を有する場合とそうでない場合とで、違いがある（民法第500条）。 第三者たる弁済者は弁済について正当な利益を有する者であることとは、いずれかの場合に該当することである。 ・ 弁済しないと債権者から強制執行等や担保権の実行を受ける地位にある弁済者の場合（例えば、弁済者が保証人である場合。） ・ 弁済しないと債務者に対する権利の価値が失われる地位にある弁済者（例えば、弁済者が後順位担保権者である場合。） 第三者たる弁済者は以上の正当な利益を有する者でない場合は、民法第467条の要件を具備する必要がある。 ③ 弁済による代位の制度の効果は、弁済された債権（原債権）は消滅せず弁済者に移転し、弁済者は、求償権の範囲内で原債権の効力及び担保として債権者が有していた一切の権利を行使することができるようになる（民法第501条第1項）という内容である。つまり、弁済者は、求償権の回収を確保するために、原債権自体について権利行使をすることも、原債権を担保する担保権を実行することもできる。 ④ 具体例の一つとして考えられるのは以下のものである。 第三者たる弁済者が物上保証人である場合において、債務者がその債務を履行しないときに、物上保証人である弁済者が債権者の抵当権の実行を避けるために債務者の債務を弁済するというケースである。 ⑤ 民法第504条が関係する例としては、弁済をすることについて正当な利益を有する第三者たる弁済者Aが、債務者の債務を弁済して債権者を満足させた場合において、その債務の履行を担保する別の第三者である物上保証人Bも存するときに、債権者がその抵当権の登記の抹消に同意する事例が考えられる。その抵当権登記の抹消のためにAが債務者に対する求償権の一部について償還を受けることができなくなったときは（民法第501条第2項）、その償還を受けることができない範囲において、Aは債権者に対する責任を免れるという効果が生じる。 【 問題2 について】 法学方法論(法解釈方法論)の議論をきちんと学修しているかを問う問題である。家族法(もちろん、民法の他の領域でも同様であるが)では、社会の変化、医療技術の進展等に伴い、新規立法で対応するよりも早く、新しい人の活動が行われる。それに対して、法律がないから判断できないということにはならない。新しい現象に対してだけではなく、従来から社会で行われているけれども直接、当該の事柄を規定している法規が存在しないということも珍しくない。そうした時に、どのように、またどんな論理で法律は解釈・適用されているのかを問うものである。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	刑法
出題の意図 解答または解答例	緊急避難の法的性質について論じなさい。 本試験問題は、法学研究科博士課程後期課程のアドミッション・ポリシーを前提に、受験者が法律学、就中刑法学に関する高度な専門的知見を有しているか、またそれらを活用して論理的・多面的・批判的に思考・記述する能力を十分に有しているかを確認することを意図している。 設問は、刑法総論の領域で必ず議論される緊急避難の法的性質に関する専門的理解の程度およびその議論に内在する課題を示し論じる能力をはかろうとするものである。 〈採点時の観点〉 本試験問題は、その出題形式の性質に照らして、解答や解答例の公開は適当ではないと判断し、採点時の観点を示すこととする。本試験問題については、以下の3つの観点を軸に採点を行った。 ① ☒ 緊急避難の法的性質をめぐる議論状況について、緊急避難の特徴を的確に示し、具体例を示すなどしながら、刑法学的に正しく説明することができているか。この議論の実益について理解できているか。 ② ☒ 先行研究の基本的内容を踏まえ、自身が妥当と考える立場・見解を十分な根拠を付して示すことができているか。 ③ ☒ 見と適度な広がりをもつ論述内容になっているか。専門用語を適切に用いることができているか。論理性を十分に保った論述になっているか。学術論文を執筆するのにふさわしい高度な日本語運用能力を備えているか。 以上

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程
専攻	公法・民事法・刑事法専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	法 哲 学
出題の意図 解答または解答例	法哲学の基本問題（1問を選択）について、それがいかなる問題であるのか、そして、その問題に対するいかなる解答が提案されてきたかを正確に理解できているかどうかを問うことが出題の意図である。 問1の遵法義務であれば、まず、そもそも遵法義務の問題とはいかなる問題であるのかを記述したうえで、それに対する従来の主要な解答を説明することが求められる。さらに進んで、従来 of 主要な解答の各々についてその長短を説明できていれば、なお望ましい。 問2の正義論としての功利主義であれば、まず、それがいかなる立場であるのかを記述したうえで、その立場の主要な擁護論および批判論としていかなるものがあるのかを説明することが求められる。さらに進んで、それらの議論の各々についてその長短を説明できていれば、なお望ましい。

「解答または解答例」 ・ 「出題の意図」

年度	2 0 2 6 年度入試（ ☐ 秋季 ☒ 春季）
研究科	法学研究科
課程	☐ 博士前期課程 ☒ 博士後期課程
専攻	政治学専攻
入試方式	☒ 一般入試 ☒ 社会人特別入試 ☒ 外国人留学生入試
試験科目	国際政治学
出題の意図 解答または解答例	出題の意図 本試験は、法学研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者が国際政治学に関する修士学位修了相当の歴史的及び理論的知見について基礎的な知識と資質を有しているか、以下について確認することを目的とする。 学術研究に必要な不可欠である基礎的知識、思考様式、研究方法を十全に習得しているか それらの知識を自在に運用し、与えられた問題についての的確かつ論理的に応用することができるか 高度な日本語運用能力に基づいたアカデミックかつ説得的な記述を展開できるか 解答または解答例 本試験問題は、その出題形式の性質上、解答や解答例を公表することは適切ではないと判断し、代わりに採点時の観点を以下に示す。 問Ⅰ 国際政治学における歴史的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 問題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 回答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。 国際政治学における歴史的 개념を十分に習得し、その歴史的意義を理解し、かつこれをふまえたうえで適切に答案に活用できているか。 問Ⅱ 国際政治学における理論的アプローチについて、以下の要件を満たした解答となっているか。 問題内容を的確に理解し、論理的に一貫性のある記述を、過不足ない内容で、明晰に文章化できているか。 回答の展開が論理的であることはもちろん、その根拠となる事例やデータについての十分な知見を持ち、かつこれを適切かつ説得的に答案に活用できているか。